

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06 - 4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬庫の設置、移転、変更の許可
概要	火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備の変更（軽微な変更工事を除く。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第12条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC000000149) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第14条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088)
審査基準	申請に係る火薬庫の構造、位置及び設備が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準に適合していることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法施行規則第17条、第22条から第32条まで ・火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、型式、構造、材質等 (平成27年経済産業省告示第145号) ・火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準 (昭和35年通商産業省告示第76号) ・火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準 (昭和49年通商産業省告示第52号) ・火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第6項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもっぱら当該火薬庫の所属する事業所事業の用に供する施設たる保安物件に対してとるべき保安距離 (昭和49年通商産業省告示第59号) ・煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について (昭和35年4月22日35軽局第392号) ・がん具煙火貯蔵庫相互の距離について (昭和49年5月29日通商産業省立地公害局保安課長通知) ・盗難防止設備基準及び移動式2級火薬庫の構造基準について (平成2年11月8日2立局第340号) ・火薬類取締法施行規則の一部改正について (平成6年7月29日6立局第230号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html) ・「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添2】火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵） (令和3年10月15日保局第2号) (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	15日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとするとき
提出方法	火薬庫設置等許可申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの4通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	火薬庫の設置又は移転の許可申請の場合 73,000円 火薬庫の構造又は設備の変更許可申請の場合 8,300円
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	